

G. E. ムーアと意志の自由

安西和博

あのときの彼（あるいは私）には、ああするよりほかにどうすることもできなかつたのだ。あの折、行動の自由を奪われたひとは、顧みてそう言うだろう。けれど行動の自由の保証されるところでも、病的な盗癖者ならば、盗むまいとかたく心に誓ったところで、気がつくひとのものに手がのびているかもしれない。私たちにしても、顧みてそう思うことがある。その際に私たちは、あの折の意志の自由の欠如をほのめかしているのである。

自由（私たちは意志の自由の問題に限ってここで扱う。そこで以下では一貫して行動の自由が保証されているものとする）のないところに責任問題は、責任のないところに行爲者の人格価値の評価はそれぞれ不問に付される。ところで行爲が因果の系列の一環として先行する出来事を原因とするかぎり、意志の自由はなかつたのだ、と非決定論者によって主張される。意志の自由は無原因ないし偶然を意味するのでも無論ない、決定論者はこう応酬する。いずれの側も、当の行爲をした、あるいはその代りに別の行爲をしたかもしれぬ主体が彼や私などの或る人物であること、また当該の人物が行爲の主たる原因であることについては異論がない。両者は、行爲のもたらす結果・出来事から行爲へ、さらに行爲者ないしその意志へと因果関係をひとしくさかのぼる。そこでもし（そして決定論者も非決定論者もともにそう考える）それが真正の因果関係であるならば、意志の因果性といった形而上学的な問いに私たちは真面することになろう。ところが言うまでもなく、責任とは行爲者に帰せられるべき道徳的な責任であり、人格価値とは彼の行爲を抛りど

ころに評価される当該人物の道徳的な価値のことである。純粹に事実的ないし形而上学的性質のものであるかにもえた意志の自由の問題が、実践的ないし規範的な性格のもの、少くともこれと不可分のものであることは容易に予想されよう。意志の自由の問題を紛糾させている原因のひとつはここにある。ともすれば規範的視点ぬきの考察でこと足れとする傾向がみられる。意志の自由の問題がそうした価値的視野なしでどこまで論議しうるか、私たちはその限界にいつも留意する必要がある。

これを判断する目安のひとつは文法にある。意志の自由とは何であるかについて、以下では積極的にこれを規定することはしない。「I could have done otherwise.」(A) — (あのとき)私は別の行為をすることもできただろう —, ここに私の意志の自由が端的に表現されている、私たちはさしあたりこう仮定する。この主張はどのような性質のものであろうか。言いかえれば、私がこう述べることで私は何をしている(オースティン流に言えば、どのような illocutionary act を遂行している)のだろうか。もし私がなにがしかの事実を陳述しているのであれば、この主張は命題として真偽の値をとろう。それならば、主語の「私」に他の人称代名詞を代入しても、残りの部分に意味の変化をきたさないだろう。「You should work harder.」私がこう述べることで、私はあなたに命令や勧告をしている。命令文に真偽はない。冗談や比喩でないかぎり、自分に命令を下すことはないから、主語を「I」にかえれば命令文ではなくなり、意味が変わる。もしAが真理値をとらないとすれば、これから述べることは全く無用のことである。そしてもしそうであれば、意志の自由の問題はもともと理論的ないし形而上学的性質のものでは全くなかったことになろう。ここではただ、その可能性にも留意しておきたい。

しかしいまは、Aが真理値をとると仮定する。すると私たちは例のごとく、決定論と真向から対することとなる。道徳の領域に目をつぶることさえできれば、決定論を斥ける理由はなにもない。理論的にも実践的にも私たちは、出来事間の因果関係をよりどころとして日々生活している。だが、Aが真であるとき、このことは因果性の原則と両立しないように見える。決定論者

のムーアがその著『倫理学』で試みた調停案は、その後久しくやわらかい決定論 soft determinism の一典型とみなされ、多くの替同者を得ることとなった（以下の引用に付される数字は、G. E. Moore, *Ethics*, Oxford Univ. Pr., reprinted by Maruzen Co. Ltd., 1958のページ数を示す）。

すべての出来事は因果系列のなかにあって先行するものを原因とする。この普遍的因果性の原則からして、実際にあったこと以外のなにごととも起きえなかったであろう Nothing ever could have happened except what actually did happen. この原則は人間の行為に適用できないはずはない（ひとびとの行為が因果関係を無効とするような超自然的現象でないかぎり）。そこでひとびとは当然のごとく、「いかなるひとも、どんな場合であれ、彼がああ折に実際にした行為以外のことはなにもできなかつただろう No man ever could, on any occasion, have done anything else than what he actually did on that occasion.」と無制張りに主張する。ところが、とムーアは言う。これは道徳的責任と自由意志の可能性を否認するのみならず、「could」の語に固有のひとつの完全に正当な意味、私たちがこの語を用いる際のきわめてあたりまえの意味（127）を否定することにつながる。すべての出来事は因果系列の一環である。そこまではよい。この「すべての出来事」にひとびとの行為が含まれるとすれば（ここから問題が始まる）、「He (I) could have acted differently.」とは絶対に言えないことになる。問題は、人称代名詞や人物の固有名を主語とした場合に限っての「could」の用法である。ここにはこれを肯定で用いる用法が確かにある。そうであればこそ、この文は命題として真偽の値をとる。「今朝私は一マイルを二十分で歩くことはできたであろうが、二マイルを五分で走ることはできなかつただろう、私はそのどちらも実際にしなかつたのだが。I could have walked a mile in twenty minutes this morning, but I certainly could not have run two miles in five minutes. I did not, in fact, do either of these two things.」（128）これは真である。これは事実としてきわめて確実なことである。かえってムーアはこう言う。「しかるに、実際には、すべてのものには原因があるという原則と意

志の自由とがそもそも矛盾するのかどうかこそきわめて疑わしいのである。」
(130) 人称代名詞を主語とする文に限り「could」の語に肯定用法を認め、しかも決定論を採用するとき、ムーアはこのディレンマをどのように切抜けようとするのか。

ムーアは言う。「could」の語（そしてその原形「can」も）は意味の曖昧 ambiguous なことばである。(1) 私たちに自由意志があるのなら、私たちが実際にはしなかったことをときに私たちはすることもできたらう We sometimes *could* have done, what we did not do. ことは或る意味で in *some* sense 真でなければならぬ。(2) もしすべてに原因があるのなら、実際に私たちがしなかったことは私たちに可能でもなかっただろう, We never *could* have done, what we did not do. は或る意味で真でなければならぬ。「could」の語の曖昧さは、「この語のこれら二つの意味が同じであるかどうかきわめて不確かである」(131) ことによっている。

ムーアによれば(1)と(2)とで「could」の意味に違いはない。にもかかわらず、なぜこの語の意味が曖昧で、両者の間に意味の相違があるようにみえるのか。決定論者ムーアからすれば、(2)の「could」にはなんら問題はない。分析されるべきものは(1)の「could」の語の意味である。この場合、この語は肯定文のなかで用いられている。それはムーアによれば

I I could have……. が I could have, if I had chosen. の短縮形 a short way of saying であること(131),

II I could have, if I had chosen. は, I should have, if I should have chosen. と同義であること(主語が三人称であれば当然 should は would),

III この if 一節は因果条件を表示していること,

の以上三つから説明できる。「could」の語が、これを人称代名詞を主語とする文中で曖昧であるのは、if一節を欠いた省略構文であることによっている。私たちは隠れた if一節をそのつど頭のなかで補わなくてはならないのであ

る。Ⅱの趣旨からすれば、両者の間に意味の異同がないから、意味の曖昧な（とムーアの言う）I could have done otherwise の真偽を判定するには、I should……, if I had のそれをはかればよいことになる。この if-節は、主節で陳述されたことが真となるための因果的条件を表示する。私があゝの折に異なる行為ができたかどうかは、あゝのときの私の選択のいかに依存する。この場合、選択（それがどのようなものであるかについてムーアは語らない）と行為が因果関係にあるということがそもそも何を意味するかについて問われよう。しかしムーアの言わんとするのは「if」は、この語の数ある用法のうちで、例えば「もし (if) 石がガラス窓にあたれば、ガラスは砕けるであろう。」の文のそれと同意である、と解されよう。

以上のムーアの所説は、意志の自由とどのような関係にあるのだろうか。私たちは意志の自由の存在がAの命題に表示されていると仮定した。この命題は、ムーアによれば、「I should have done otherwise, if I had chosen.」(B)の命題と意味上等価である。私たちが意志の自由を主張するとき、私たちはBが真であることを述べていることになる。ところでBの趣旨は何か。選択のいかによって、当の行為は私によってなされることもなされないこともあつたらう、ということである。それでは選択それ自身は、これに先行するものにさらに原因をもつのか。決定論者からすれば、選択には当然のこととして原因がある。そして道徳的責任の可能性を考慮するとき、選択には原因がなければならないのである。決定論者は、ときにBが真となることを主張することでこれと同義(?)の自由意志の存在を要請する。決定論は意志の自由と両立する。

この結論に至るためには、私たちの先の仮定を抜きにすれば、二つの障害を決定論はのりこえなければならない。すなわち、AとBははたして同義であるのか。そして、どうして道徳的責任は選択の因果性を前提するのか。私たちは順序を逆にしてやさしいところから始めよう。その前に蛇足を一言。

ムーアの主張するように、AがBと同意であるとしよう。これは宿命論——私たちが何を選択し何をしようとも、結果は同じであろう、だから他を

さしおいて何をしたところで結局のところ無益なのだ——を導くものではない。逆に、私たちは、私たちが選択したとりに行動することができる。「もし私たちが一方のコースを選んだならば、結果は、私たちが他方のコースを選べば生じたであろうそれと或る点で常に異なっているであろう。」(132) 決定論を宿命論から区別することにはなんら問題はない。

本題に戻ろう。責任とは何だろうか。誰かが石を投げてガラス窓が砕けた。彼の責任である。そう認定するためには、ガラス窓の砕ける出来事と彼の投げた石の運動との因果関係を立証する必要がある。これは真正の因果関係であるから、なんら問題はない。次に、石を投げる行為と彼の選択との間の因果関係に問題はないだろうか。かなり問題がある。しかし、それを問題にするには及ばない、決定論者ならこう言う。責任とは日常生活の場面で生ずることがらなのだから。決定論者の言によれば、行為が選択を原因とする、というのは、それが選びとられた行為、意図された故意の行為であるということである。するとBの趣旨は、私が自ら選んでそれをした、だがそうしようと意図しなかったならば、それをしなかつたらう、ということであろう。してみればムーアのif一節は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』における随意的行為の定義の踏襲ではなかったか。すなわち、(a)行為の原因が行為者の選択にあり、(b)行為ないしそれのもたらす結果の何たるかについて行為者の選択によらない無知が随伴していなかったこと、この二つの認定されるかぎり、行為は随意的なものとして賞讃や批難が向けられる。

アリストテレスの随意的と不随意的の区別は、行為の原因が行為者自身の選択・意図・欲求・思慮・性格などとして彼の内部にあるか、それとも強制(迫)・拘禁・暗示・薬物等として彼の外部にあるか、の区別とみることができるとも思われる。しかし行為の責任、称賛・批難の道徳的制裁が問題となっていることをかえりみると、行為の原因としての選択の有無と、これによる随意的と不随意的の区別とが、見かけとは裏腹に因果関係の問題ではもはや全くないことに私たちは注意しなければならない。アリストテレス自身あの時代に無限の因果系列などという思想をもつべくもない。またこの区別が、原因たる選択自身がさらに先行するなにかに原因をもつかどうかとは全

く無関係に述べられていることに注意すべきである。選択に因果関係を適用することができるならば私たちは選択の原因のさらに原因、と因果系列を無限に遡行できるし、決定論者にしてもこれを容認こそすれ否定することはないだろう。この区別は、行為の最近接の原因が行為者のふとしたはずみの出来心や気まぐれでなく、彼の思慮や意図などとして、一過的・偶然的でなく恒常的・持続的に彼の内にあるか否かの区別とみることができる。ここでは原因の有無ではなく、原因なるものの種類・タイプが問題になっているのである。決定論者は行為の原因を無限に遡行せざるをえないから、決定論は責任を説明できない、とする批難は的外れである。しかし、原因の種類、あるいは行為者の内と外、とはどのような区別であるのか。

強盗がピストルをつきつけて金庫を開けろと強要する。私が金庫を開いてもひとびとは私を批難しないだろう。アリストテレスならば私の行為は不随意的、決定論者ならば私の行為の原因は私の外に、と言うだろう。しかし私が金庫を守ろうと決心したならば（その決心なるものは私の内にある、とみることができる）、無論私は開けなかったはずだ。私が強盗の強迫に従ったのは、金より命、という価値選択、そうしたところでひとびとは私を批難しないだろう、という道徳上の配慮などを理由としていよう。どちらにしても原因なるものは私の内にある。少し例をかえよう。私は国家機密を収めた室を警護する専門職の軍人である。敵側のスパイが闖入し、扉を開けるよう強迫する。私が先の場合と同じく易々としてこれに応ずるならば、ひとびとは私の怯懦と職務怠慢を非難するだろう。私の行為の原因は私の内にあったと言うだろう。ひとびとは生命を懸けて職責を全うせんとする私の選択を期待もし当然視していたのだから。いずれの行為も結果として好ましくない事態をひとしくもたらした。行為の原因なるものともに私の内にあったと言えないことはない。しかし一方の行為は非難すべきでなく、他方は非難に価する。逆の場合、すなわち私が金庫や機密を首尾よく守りぬいた場合、前者の私は賞讃に価する行為をしたことになるが、後者の私の行為はとりたてて褒めるべきほどのものではない。行為とそのもたらす結果との間には、いくばくかの厳密さを犠牲にしてよければ、因果関係を認めてもよいだろう。しか

しその手前にあって決定論者と非決定論者との間で論争の種となる（例えば、意志・欲求・選択・意図など行為との間の）因果関係なるものは、因果関係の仮面をつけた規範的評価ではなかったのか。決定論者からすれば、行為に原因がなければそれは偶然のしわざであり、私に責任はない。これに対して非決定論者は言う。因果関係は無限の過去に遡及できるから、私の行為の原因が因果系列上の一項目であれば、これまた私に責任にない、と。そこで非決定論者は因果関係を無効にする超自然的・神秘的（つまり訳のわからぬ）能力を人間に賦与する。因果関係のいかんによって責任の有無が決定されると考える点では軌を一にしているのである。故意であれば責任が問われる。しかし子供や狂人の意図的な行為の場合には必ずしも妥当しない（しかし彼らにしても、もし異なる選択をしていれば、そのようなことはしなかったであろう）。行為の性質や結果についての無知が随伴した場合はどうか。その無知が行為者自身の選択によって回避可能であったか否かによって責任の当否が判断されるとするのが一般的な見解であろう。しかしこれを判定する際、私たちは未成年者や精神病者と一般人、素人と専門家との間で区別を設ける。それらは要するに、たとえ故意であっても彼らに責任を帰すことは道徳的に正当ではないからではないか。当然具えるべきものとして要求しても倫理的に不当でない知的水準に関して私たちが彼らの間に区別を設けているからではないか。行為者甲が行為乙に対して責任がある。私たちがこう述べるができるところでは、乙の故に甲を私たちが非難することは道徳的に正当であり、場合によっては義務である、と言うこともできる。逆に私たちが乙の故に甲を懲戒することが倫理的に不当であるところでは、甲が乙の故に責任があると主張することはできない。たとえそこに因果判断の可能性を認めたところでその真なることは、甲に乙の故の責任を帰すための必要条件であっても、充分条件とならない。しかも、(a)と(b)は、行為の原因が行為者の内にあるかどうかを判定する規準ではなく、責任の帰属の当否の規範的規準となるものなのである。

責任の存否は因果判断をこえたところでは規範的問題となる。ムーアもこれを十分承知していた。他者に行為の責任を帰す私たちの行為は正当 *justi-*

fiable でなければならない。そこでムーアは功利の原則（これが規範的原則であることに注意）を引合いに出す。「或る結末の発生が〔行為者の〕意志に依存していたのなら、そうした意志に（例えば非難や処罰などで）働きかけることは、将来における類似の結末の再発を未然に防止できる公算がかなりあることになる。」(134) 犯罪は、当人がその種の行為を回避しようと選択していたら、せぜにすますこともできただろう。これは確かにしばしば真である。彼に対する私たちの懲罰行為は、将来の類似の状況下での彼の選択を変更せしめ、結果として最大可能な善の総量を産みだすことで道徳的に正当化される（アリストテレスにもほぼ同様の見解がみられる、1113b 参照）。

他者に責任を帰し、彼らを道徳的に賞讃・非難することの倫理的正当性は功利主義的・目的論的に基礎づけられた。それには決定論が必要である。私たちは他人の選択に十分に強力な影響力を行使できなくてはならないのだから（ここに soft determinism の魅力のひとつがある）。しかしこれは、意志の自由を前提せずに（あるいは否定した上で）行為の道徳的責任を基礎づける方法である。支払うべき代償は少くない。誰彼を問わず（私を含めて）或る人物にその行為の責任を帰すことは、彼の内に行為の因果的原因を発見することではなかった。行為の道徳的責任の何たるかについては、私たちは未だ積極的になら述べてこなかったが、或る人物に行為の責任を帰属させることと、彼をその行為のゆえに道徳的に賞讃・非難できること、この二つのことが相互に相手の必要・十分条件となっていることは確認しておいた。そこでもしムーアのように、行為者の選択が因果系列上にあることを前提に、私たちの毀誉褒貶の制裁行為を目的論的に正当化するとどうなるか。功利の原則で正当化される限りでのそうした制裁は他者に対して可能ではあっても、私自身に向けて私が適用することは明らかに不可能である。したがってこれと連動して、行為の道徳的責任は常に、私たちが他者に、他者が私にと、それぞれ自分抜きで相手に帰属させるものとなる。私たちは自分から己れの行為の責任を負うことができない（そのためには私の内に意志の自由が要請される）。ここでは一人称と三人称との対称性が崩れる。さらに意志の自由を前提しない、他者に対する（おそらく社会防衛的見地からの）そうした功利

的制裁は、他者を人格として前提する必要がない。それはアメとムチで犬猫の将来の行動を規制する飼主の訓練と本質的にいささかもちがわないだろう。

意志の自由とは何か、これまでのところ私たちはこれについてなんら積極的な発言はしなかった。私たちはただ、それが全くのつくり話でなければ、あの「I could have ……」の命題に表示されるなにかであると仮定してきた。この命題は不完全な構文である。この命題の意味の分析にはif一節の補足が必要である。ムーアはこう主張した。それならば、「I could have done otherwise, if I had chosen.」に意志の自由が表現されていなければならない。これがつまるところムーアの見解の妥当性の試金石となる。

ムーアは、私たちが「We could have done otherwise.」と言うとき、私たちがしばしば意味するのは、if一節の付いたこの陳述にほかならないと主張した。非決定論者からは、「異なる選択が私たちに可能であったらう *We could have chosen differently* がそのような場合にもしばしば真でないかぎり、意志の自由が私たちにあることは真とならない。」(135) との反論が出されよう。決定論者は結局のところ、異なる選択が不可能であったことを認めざるをえない。とどのつまり私たちが何を選択しどう行動したところで、すべてあらかじめ敷かれたルールの上を走っていることにならないか。ムーアは答える。選択の場面を想像せよ。選択とは、いくつかのコースを見くらべて選ぶことである。(2)「そのどれを選ぶかはしばしば私たちの自由である。しかも努力次第では或る特定のコースを選択するよう自分を仕向けることも確かにできる。」(135～6)さらに、私が結局思案の末どれを選択することになるか、私に前以て確実にわかっているならば、私は選択していないことになる。実際の選択の過程を後に振返れば、選ばれたもの以外のものを選択することもできたであろうし、その公算もきわめて高かったのではないか。すなわち、そのどれをも選択することが可能であり、(3)「それを選択しないであろうことを確実に知ることができなかった、という意味で、私たちが異なる選択をしたかもしれないことはほぼいつもありうることである。」(136～7)。(2)そのどれをも私は選ぼうと思えば選択することもできた

(場合によってはそのように努力することもできた)——選択とは複数の選択可能なものから選ぶことである——、(3)選択に迷っていたあのときの私は、そのどれを選んでも不思議ではなかった——私のする選択の帰趨は私には前以て予見できない、この二つを「I should have done otherwise, if I had chosen.」の命題(1)と組合せる。ムーアは言う。「これら三つの事実のひとつひとつないしその組合せでも、私たちに意志の自由があると言うべき正当な理由を与えないし、それは確かなことだ、とあえて主張するようなひとがあるだろうか……自由意志を擁護する者もその反対者も、この命題に含まれる‘could have’で自分たちの意味するものが、私が(2)と(3)の番号を付けた二つの事実ないしなんらかのその組合せと異なるものだ、などと納得ゆく仕方で示すことができるだろうか。疑いなくひとつ比との多くは、この二つの事実だけでは私たちに意志の自由があると言明するに足る権利が十分に与えられたことにはならない、となおも主張しよう。或る全くそれとは異なる意味で私たちは選ぶことができたのだ、ということが真でなければならぬ、と彼等は言うのである。けれど私の知るかぎり、その意味の何たるかを私たちに正確に教えてくれた者は、これまでついぞなかったのである。」(137)

これに対する非決定論者の反論は容易に予想できよう。私に選択可能であったものの範囲、私がした努力、私の実際の選択、それらは顧みて結局のところ必然ではなかったのか。私が結果として何を選ぶことになるか、選択の当事者たる私には少くともその渦中においてはわからない。しかし私が何を選ぶことになるかは、私の外部で観察する第三者には、全知の神であればなおのこと、予測可能ではなかったか。(2)と(3)をもちだしたところで、ムーア流の決定論の行きつくところは最終的にはやはり意志の自由の否認である、と。ムーアを弁護するならば、非決定論者のこの反論は的外れである。非決定論者は(2)と(3)を行為者たる私ならざる第三者の観点から見ている。因果の原則を前提した上で第三者から眺めれば、すべては必然であった(因果系列を無効する意志の自発的・自律的能力、すなわち意志の非決定性が意志の自由のために要請されるのである、とそこで非決定論は言う)。しかしムーアは(2)と(3)を私の、第一人称立場で述べていたのである。こと選択

の場面で私がどれを選ぶことになるかは、私が字義どおり選択しているのであれば、私が自由に決めうることであり、ついに何を選ぶことになるかはその限りで私には常に（論理的に）未知なのである。私が結局なにを選ぶことになるか私にわかっているならば、私は選択することがないからである。ふりかえってどれを選択すべきかあのと時の私が迷っていたのであれば、異なる理由を以て別の選択をすることも可能であったのでなければならない。ムーアの意図を汲んでこう弁護したとしよう。しかしこれは、翻ってムーア自身の設けた前提に背くのである。すなわち「I could have done otherwise.」(A)と「I should have done otherwise, if I had chosen.」(B)は、たとえ一人称で意味上相互に置換可能であっても、主語が一人称以外の場合には意味上で等価でなくなる。(2)と(3)は私ならざる第三者には、私から適用できないからである(AとBは、私が私についてだけ私的に言うことであることであった)。こうしてAの人称間の対称性が崩れる。ムーアはそれを知ってか知らずか、(2)と(3)をもちだすことでAを命題ならざるものとしたのである。

決定論を前提するとき、なぜ[*could*]の用法が問題となったのか、を振りかえってみよう。人間の自由意志があやうくなるようにみえたからであった。因果の原則の下ではすべてが必然となり、*could*の肯定用法が成立たなくなる。そこで人称代名詞を主語とする場合に限り、例のif一節で補うことで肯定用法の可能性に道を拓こうとするのがムーアの趣意であった。これを裏付けるものとしてムーア自身、次の例を出している。二十ノットで走ることのできる船が、それ以下の速力でいま航行している。自由意志を帰属させることのできない船については、その航行に因果律を適用してもなんら問題は生じない。しかし「The ship could have steamed faster.」と言えるではないか。ムーアによれば、その意味するところは、「She would, if the men on board of her had chosen.」(131)である。主節とif一節とで主語が異なることに注意したい。そして船がもっと速く走ることができたかどうかは、結局のところ「The man on board of her could have chosen differently.」の

真偽のいかんにかかっている。しかし、たとえそうであっても、ひとびとの行動や選択もまた因果系列の一環となるではないか、と非決定論者は応酬した。これに対してムーアは、因果律を適用しようと観察している第三者ではなしに、行動の当事者たる私が直面する選択の場面に訴えて反論した。ところがムーアのこの答弁は二人称や三人称には通用しないのである。あなたや彼が今いかに選択に迷っていようとも、結局のところ何を選択することになるかは、観察者たる私、あなたや彼にとって第三者である私には決定論の下では予測可能なのである。人称間の対称性の喪失という代償を払えば、Aはムーアの主張するように意志の自由を表現できるかもしれない。しかしそれはあまりに高価な代償となろう。Aは命題としての真理値を失う。そのみか決定論そのものが（したがってその逆としての、人間の内に因果律を無効とするかの如き能力を想定する類の非決定論も）一人称において無効となるのである。とくにムーアの(3)は、これを言いかえるならば、私の選択が無意味でないならば、私は私自身の選択過程に、もし適用すれば選択それ自身が無意味となるという意味で因果律を適用できない、ということではあるまいか。選択のみならず、一般に私の「自由な、自発的行為」が無意味でないならば、(理論的活動を含む)私のすべての実践的活動とはもとより一人称の立場からのみ可能であってみれば、理論的な三人称の立場(私から私ならざる者を見る観点)から私の実践的活動に因果関係を持たむことは論理的に不可能なのである。この点を閑却するところに決定論と非決定論との間の不毛の論争の根のひとつがある。既述のように、行為の道徳的責任の有無が、行為と意志の間の因果関係のいかんによって判定されるのでないことは、そのひとつの傍証になっていよう。道徳的責任なるものは第三者から私にかぶせられるものでなく、私が私の自発的行為に対して引きうけるものなのだから。意志の自由は、これを意志の因果性の問題とみなす限り、擬似問題になるのである。

(筆者 岩手大学教育学部助教授)